

2025年12月吉日

お客様各位

株式会社埼玉りそな銀行

## 財産形成貯蓄「契約の証」の取扱変更（廃止）について 「契約の証」の廃止に伴う財形各種規定の改定について

拝啓

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社では、財形のお手続きの際、「契約の証」のご提出をお願いしてまいりましたが、お客様の事務手続負荷の軽減を目的として、下記のとおり、2026年4月1日（水）から、お手元にございます全ての「契約の証」について無効とし、財形に係る全てのお手続きについて、同日以降「契約の証」のご提出を不要といたします。これに伴い、財形各種規定を2026年4月1日付で改定いたします。

なお、お取引内容に変更はございませんので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

### 【「契約の証」の取扱変更】

- 新規ご加入時、「契約の証」は不発行となります。
- 全ての手続きに「契約の証」のご提出は不要となります。
- 発行済みの「契約の証」は全て無効となります。

※「契約の証」とは

財形取引において、通帳の発行に代え、お取引の証として弊社が発行している証書です。財形（一般財形、住宅財形、年金財形）の種類ごとに、ご加入者様に発行しております。

- 「契約の証」…財産形成定期預金ご契約の証

### 【改定する規定】

<改定日：2026年4月1日（水）>

- 「契約の証」について記載されている箇所を改定します

財形預金	財形積立式定期預金規定( <a href="#">改定内容</a> )、財形積立式定期預金(5年定期コース)規定( <a href="#">改定内容</a> )、財形住宅預金規定( <a href="#">改定内容</a> )、財形住宅預金(5年定期コース)規定( <a href="#">改定内容</a> )、財形年金預金規定( <a href="#">改定内容</a> )
------	--

以上